

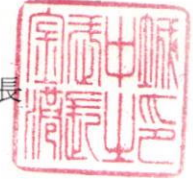


港長公示第7-1号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により、公示する。

令和7年1月14日

金武中城港長



金武中城港（新港地区東ふ頭）における航泊の禁止について

金武中城港の下記区域において、浚渫等工事作業が行われるため、下記により船舶の航泊を禁止（当該工事作業に従事する船舶及び港長が許可した船舶を除く）する。

記

1 期 間

令和7年1月15日（水）13時00分から浚渫等工事作業終了までの間

2 区 域（略図参照）

次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面

- ① 北緯26度19分53.8秒 東経127度51分36.1秒
- ② 北緯26度19分50.3秒 東経127度51分37.5秒
- ③ 北緯26度19分47.9秒 東経127度51分39.9秒
- ④ 北緯26度19分43.5秒 東経127度51分40.9秒
- ⑤ 北緯26度19分39.0秒 東経127度51分41.9秒
- ⑥ 北緯26度19分34.6秒 東経127度51分42.9秒
- ⑦ 北緯26度19分33.9秒 東経127度51分49.6秒
- ⑧ 北緯26度19分40.8秒 東経127度51分58.3秒
- ⑨ 北緯26度19分58.0秒 東経127度51分41.3秒

3 標 識

①地点には、以下の標識灯が設置される。

標識灯（標体：黄色、灯色：黄色、灯質：4秒1せん光）

②～⑦各地点には、以下の灯浮標が設置される。

灯浮標（標体：黄色、灯色：黄色、灯質：4秒1せん光）

4 備 考

工事区域周辺には、警戒船が配備される。

①～⑦の灯火は同期している。

5 略 図

(新港地区東ふ頭)

